

重要事項説明書（居宅介護支援）

居宅介護支援サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 緑山会
事業者の所在地	周南市大字須々万本郷29番地の1
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 齋藤 淳
電話番号	(0834) 88-0391

2. ご利用施設

事業所の名称	医療法人 緑山会 鹿野博愛居宅介護支援事業所
事業所の所在地	周南市大字鹿野下1161番地の1
管理者の氏名	梅田 芳広
電話番号	(0834) 68-2233
FAX番号	(0834) 68-3522
介護保険事業所番号	3571500671

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	介護保険事業所番号	指定年月日	利用定員
通所リハビリテーション	3511510889	平成15年12月1日	40名
介護医療院	35B1500029	令和4年4月1日	36名
居宅療養管理指導		平成12年4月1日	

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的： 医療法人緑山会が開設する、指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

運営の方針： 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行う。

指定居宅介護支援の事業は、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であり、また居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

指定居宅介護支援の事業を実施するにあたっては、市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5. 職員の職種、人員及び職務内容

管理者兼主任介護支援専門員（常勤・兼務） 1名 梅田 芳広
 介護支援専門員（常勤・専従） 1名 松村智恵美

6. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日・土曜日（第2・4を除く）
 午前9時より午後4時30分

*その他休日として、祝祭日、年末年始（12月31日より1月3日まで）があります。

7. 居宅介護支援サービスの概要

居 宅 介 護 支 援 の 内 容	利 用 料
1. 要介護認定の申請代行 2. 要介護認定調査 3. 居宅サービス計画作成・居宅サービス事業者との連絡調整 ・介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供されるよう居宅サービス計画を作成します。また、希望に応じてサービスの連絡調整を行います。 4. 情報提供 ・居宅サービス計画にあたって、当該地区における居宅サービス事業の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又は家族がサービスの選択を可能となるように支援する。	介護報酬の告示上の額 ただし、法定代理受領の場合は居宅支援サービス計画費は、無料とする。 （法定代理受領でない場合は、居宅介護サービス基準額相当です。）

8. 交通費について

サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。その他の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね10キロメートル未満 300円
- (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね10キロメートル以上 500円以降、10キロメートルを越えるごとに200円を加算します。

9. 事業の実施地域

通常の実施地域は、周南市（大向・鹿野地区）・山口市（徳地串・鯖地区）といたします。

10. 苦情申立先

- (1) 窓口担当者：梅田 芳広
 電話番号：0834-68-2233
 ご利用時間：午前9時から午後4時30分
 月曜日から金曜日・土曜日（第2・4を除く）
 ご利用方法：電話及び面接
- (2) その他苦情受付機関

周南市役所高齢者支援課	周南市岐山通1丁目1番地	0834-22-8467
山口市役所高齢・障害福祉課	山口市亀山町2-1	083-934-2793
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田1980番地の7	083-995-1010

11. 介護サービス情報の公表の実施

この制度は、介護保険法の規定に基づいて、介護サービス事業者が行うサービス内容や運営状況を調査公表し、利用者が事業者を選ぶための情報を提供する仕組みです。当事業所も毎年1回、介護サービス情報を県知事に報告し、「かいごへるぷやまぐち」のホームページで公表します。

※第三者評価の実施：なし

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護部長 野原 藤江
虐待防止に関する担当者	管理者 梅田 芳広

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 利用者及びその家族等からの苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
(6) 虐待防止のための指針を作成しています。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

14. 秘密保持

事業者および事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た事業者及びその家族の秘密を漏らしません。

事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者およびその家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

15. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置（契約書第7条に損害賠償に準ずる）を講じます。また、利用者、家族及び関係者の意見を聴取して原因を究明し事故防止策を速やかに実施します。

16. 協力福祉機関

短期入所生活介護受入施設 名称と電話番号	社会福祉法人 緑山会	友愛園	0834-88-2208
	社会福祉法人 鹿野福祉会	やまなみ荘	0834-68-4100

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 介護支援専門員 氏名 ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____